

特定非営利活動法人カラバオの会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人カラバオの会(英語名 Kalabaw Japan for Migrants' Rights and Lives 英語略称 Kalabaw Japan)という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県横浜市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、日本に暮らす外国籍その他の外国につながる住民(以下「外国籍住民等」という)に対し、共に社会を創っていく仲間であることを認め合いながら、労働相談・生活相談等を通じた生活支援、日本語教室の運営、外国籍住民等の人権擁護等のための提言や啓発・交流事業などを行い、生まれた国・地域や民族等による差別のない文化的多様性が尊重された共生・共創社会の実現をめざすことを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (4) 国際協力の活動
- (5) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (6) 子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 外国籍住民等のための労働相談・生活相談事業
- ② 外国籍住民等のための生活支援事業
- ③ 外国籍住民等の人権擁護のための提言事業
- ④ 外国籍住民等に対する日本語教室及び学習支援事業
- ⑤ 外国籍住民等との共生・共創に向けた啓発・交流・広報事業
- ⑥ その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

(2) その他の事業

- ① 物品販売事業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じたときは同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、活動を支援するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は、そのものが前条に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 代表理事は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は正会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 5人以上15人以下
- (2) 監事 1人以上3人以下

2 理事のうち、1人を代表理事、若干名を副代表理事とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。

3 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

6 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(職務)

第 15 条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を統括する。

2 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を執行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第 16 条 役員任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後 2 事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第 17 条 理事が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会において理事総数の 3 分の 2 以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その理事に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 監事が前項の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の 3 分の 2 以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その監事に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第 18 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第 5 章 顧問

(定数)

第 19 条 この法人に顧問を若干名置くことができる。

(選任)

第 20 条 顧問は、この法人が行う事業に関して高度の専門性または十分な経験を有している者、あるいはこの法人の活動に特段の支援を行う個人あるいは団体の中から、理事会の承認を得て、代表理事が委嘱する。

(職務)

第 21 条 顧問は、この法人の活動に関して代表理事に助言を行うほか、代表理事の要請により、この法人の総会又は理事会に参加し、または、この法人が行う事業の実施に協力する。

(報酬等)

第 22 条 顧問には、報酬を支給することができる。

2 顧問には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第 6 章 総会

(種別)

第 23 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 24 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 25 条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び予算に関する事項
- (5) 事業報告及び決算に関する事項
- (6) 役員を選任及び監事の解任等に関する事項
- (7) 入会金及び会費に関する事項
- (8) 長期借入金に関する事項
- (9) 事務局の組織等に関する事項
- (10) その他この法人の運営に関する重要事項

(開催)

第 26 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 27 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも 7 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 28 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 29 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席をもって成立する。

(議決)

第 30 条 総会における議決事項は、第 27 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 31 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第 29 条、前条第 2 項、次条第 1 項第 2 号及び第 52 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 32 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名押印しなければならない。
 - 3 前 2 項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務者の氏名

第 7 章 理事会

(構成)

第 33 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 34 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 35 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 36 条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも 7 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 37 条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(定足数)

第 38 条 理事会は、理事総数の過半数の出席をもって成立する。

(議決)

第 39 条 理事会における議決事項は、第 36 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 40 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第 38 条及び次条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 41 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第 8 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 42 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第 43 条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の 2 種とする。

(資産の管理)

第 44 条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第 45 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 46 条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の 2 種とする。

(事業計画及び予算)

第 47 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第48条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(事業報告及び決算)

第49条 この法人の事業報告及び決算は、毎事業年度ごとに代表理事が事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を経て、その年度終了後3か月以内に総会の承認を得なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第50条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(長期借入金)

第51条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収益をもって償還する短期借入金を除き、総会の承認を得なければならない。

第9章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第52条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に掲げる事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第53条 この法人は、法第31条第1項に掲げる事由により解散する。

2 法第31条第1項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 この法人が解散(破産手続開始の決定による解散を除く。)したときの清算人は、総会において選任する場合を除き、理事が清算人となる。

(残余財産の帰属)

第54条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に規定する法人のうちから総会において選定したものに帰属するものとする。

(合併)

第55条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第56条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイトの法人入力情報欄に掲載して行う。

第11章 事務局

(事務局の設置等)

第57条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を置くことができる。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長その他の職員は、代表理事が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第12章 雑則

(細則)

第58条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事	八重樫宣仁
副代表理事	新倉久乃
理事	下屋敷明美
同	菅原徹也
同	吉浦伸二
同	岡安サダ子
監事	岡崎信治

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第 47 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第 50 条の規定にかかわらず、成立の日から令和 7 年 3 月 31 日までとする。

6 この法人の設立当初の会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

年会費

正 会 員	6,000 円(個人、団体同額)
賛助会員	個人 1口 3,000 円(1口以上)
	団体 1口 10,000 円(1口以上)

(設 立 認 証 申 請 用)

役 員 名 簿

フリガナ	トクテイヒエイリカツドウホウジン カラバオノカイ
特定非営利活動法人の名称	特定非営利活動法人 カラバオの会

役 名	フリガナ 氏 名	住 所 又 は 居 所	報酬の 有無	備 考
理 事	ヤエガシ ノブヒト 八重樫 宣仁		なし	代表理事
理 事	ニイクラ ヒサノ 新倉 久乃		なし	副代表理事
理 事	シモヤシキ アケミ 下屋敷 明美		なし	
理 事	スガワラ テツヤ 菅原 徹也		なし	
理 事	ヨシウラ シンジ 吉浦 伸二		なし	
理 事	オカヤス サダコ 岡安 サダ子		なし	
監 事	オカザキ ノブジ 岡崎 信治		なし	

設立趣旨書

1 趣旨

今、全国の外国籍住民の数はおよそ300万人、横浜市には11万人を超す人々が住んでいます。そんな中、当会に寄せられる相談は、「賃金未払い」「解雇」「労働災害」などの労働関係から、「離婚」「DV」「借金」「住宅」「子どもの教育」「病気」などの生活に関する相談まで、多岐にわたっており、その背景には、「貧困」「言葉の壁」「日本人の無理解と差別意識」「不平等で不十分な制度」などの様々な要因が存在しています。

当会は、横浜市寿町で結成されました。寿町は、日本の3大寄場の一つとして、「出稼ぎ労働者の町」・「日雇い労働者の町」として知られています。また、この町では、年末年始にかけて、「越年・越冬闘争」として、「一人の餓死、凍死者も出すな！」というスローガンのもと、炊き出しやパトロール、医療相談の活動が行われています。その、「越年・越冬闘争」の本部に、一人のフィリピン人が訪ねてきて「賃金未払いがあり、生活に困っている」という相談があり、それをきっかけに、1987年、「寿・日雇い労働者組合」の呼びかけで結成されたのが、「寿・外国人出稼ぎ労働者と連帯する会」（通称・カラバオの会）です。「カラバオ」とは、フィリピンの言葉（タガログ語）で労働の象徴の「水牛」という意味です。

カラバオの会が結成されてから今日まで、外国籍住民から寄せられる多様な相談に、私たちは真摯に向き合い、その解決に向けた取組を会の中心軸に据えて活動してきました。また、1994年からは「日本語講座」として日本語教育にも取り組み始め、近年では海外にルーツのある子どもたちの学習支援も行っています。さらに、他団体とのネットワークを進めると同時に外国籍住民のコミュニティーづくりや広報活動も推し進めてきています。

少し大袈裟ですが、日本国憲法・第十四条では「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」とあります。300万人の外国籍住民が共に生活している現在、日本国籍の有無や在留資格の違いによって「差別」が認められるような、不平等な社会であってはならないと思います。私たちは、この条文を「本邦に住むすべての人々は、法の下に平等であって～」という理解のもとに、外国籍住民と「多様性を共に認め合う社会」になるよう活動していきたいと考えています。

そのような社会を実現させるために、外国籍住民・外国に繋がる子どもたちなどに対して、「労働・生活相談活動」・「日本語教室および学習支援活動」・「人権擁護のための活動および提言活動」・「共生社会に向けた交流・啓発活動」などの活動を行っていきたいと考えています。

私たち「カラバオの会」は、市民運動として35年以上の活動実績がありつつも、更なる高みを目指して活動していくために、「専従体制の強化」・「財政の健全化」・「社会的信用の獲得」が不可欠であると考えました。その実現に向け「法人格」を取得し、「安定して活動に専念できるスタッフの確保」、「目標に向けた事業活動の活性化」、社会からの「信用・信

頼」を得ることを目指していきます。外国人の人権・生活を守るという目的へ向け一層力強く活動していくために、カラバオの会は、特定非営利活動法人に認証されることで、新たな一歩を踏み出していきます。

2024年 1月 7日

特定非営利活動法人 カラバオの会
設立代表者 八重樫 宣仁

令和6年度事業計画書

法人の名称：特定非営利活動法人カラバオの会

1 事業活動方針

任意団体であった令和4年10月、中区若葉町の「カラオケスナック」店閉店中（＝昼時）の時間帯にお店をお借りして日本語教室を開設し、令和5年では場所を近隣マッサージ店に移動し、平日午後に教室を継続している。希望によって、今後も小規模な日本語教室を開設する方針である。また、フードバンク（＝セカンドハーベスト）食料品を伊勢佐木町周辺で配布する活動では、配布先を増やし、また、タイマッサージ店従業員に向けたアンケート調査を実施。伊勢佐木町周辺の「活動拠点」を作るという活動の一つ前進させたと考えている。今年度は、アンケート調査を参考にしながら、「横浜の地にこだわった」活動をさらに進めていきたい。

また、カラバオの会の通常の活動にいたっても、それぞれの事業計画に基づいて進めていくが、取り分けて「労働・生活相談事業」は、伊勢佐木町周辺の外国人住民との接点が増えるにつれて、相談件数も増えていくことが予想されるため、その解決能力の向上が重要と考えている。さらに、「日本語講座」「子供の学習支援」など、どの事業でもいえることではあるが、スタッフ不足は大きな課題であり、学生ボランティアの受入や研修の在り方なども考えていきたい。

2 事業内容

（1）特定非営利活動に係る事業

① 外国籍住民等のための労働相談・生活相談事業

ア 労働相談・生活相談事業

・内 容

電話、SNS等で受け付けた労働相談や生活相談の解決に向けた、助言や情報、関連機関の紹介、同行支援を行う。また、内部学習会を行い相談ケースの紹介と解決方法の共有化を図る。寿町内で働く外国人に関する調査については再検討していく。また、「多文化共生社会」のテーマに即した「映画上映会」も開催していきたい。

・日 時 通年

・場 所 カラバオの会事務所

・従事者人員 2人

・受益対象者 主に横浜市、神奈川県在住の外国籍住民

・支出見込額 150,000円

② 外国籍住民等のための生活支援事業

ア セカンドハーベスト

・内 容

フードバンク、企業等から提供された食糧を伊勢佐木町周辺の困窮している外国籍住民等へ届け、生活を支援する。任意団体から続いて今年度は4年目であり、当該地域の外国籍住民等のニーズを知るため、タイ人ボランティアと協力してタイマッサージ店の従業員に向けてアンケート調査を実施する。配布や調査に関わるボランティアを拡充させる。

・日 時 毎月第一水曜日食糧受取、同金曜日に袋詰め作業、同土曜日に配布。

・場 所 受取・袋詰めはカラバオの会事務所、配布は伊勢佐木町周辺

・従事者人員 12人

・受益対象者 伊勢佐木町周辺の困窮している外国籍住民等 配布数60袋（家族）

・支出見込額 175,000円

イ 新型コロナ感染症予防接種サポートチーム活動

・内 容

任意団体の時の前年度に引き続き、外国籍住民等、自治体の医療サービスを受けるのが容易でない人々が、在留資格の有無にかかわらずコロナワクチン接種を受けられるよう、接種手続きの補助や代行、情報提供などの支援を継続して行う。また、コロナワクチン接種以外にも、他の医療手続きやワクチン接種等においてもフォローの範囲を広げ、より多くの方々が適切な医療を迅速に受けられるよう、補助や代行、情報提供などの活動を進める。

- ・日 時 通年
- ・場 所 カラバオの会事務所
- ・従事者人員 5 人
- ・受益対象者 自治体の医療サービスを受けるのが容易でない外国籍住民等
- ・支出見込額 100,000 円

ウ タイコミュニティー

・内 容

伊勢佐木町地域のタイコミュニティーを対象に、LINE による生活・労働相談、セカンドハーベストと合わせた支援対象者の拡大、新型コロナ感染症予防接種サポートチームとの連携活動を今年度も継続、拡大していく。エスニックビジネスで働く人への日本語教室や外国につながる子どもの学習支援を通して、伊勢佐木町地域での小相談会の開催や地域での相談の拠点の充実を図る。セカンドハーベストの配布と共に地域のニーズを調査する。グループラインでのタイ語での情報提供を充実させ、ベトナム語や中国語への応用を図る。

- ・日 時 通年
- ・場 所 カラバオの会事務所、伊勢佐木町地域
- ・従事者人員 5 人
- ・受益対象者 伊勢佐木町地域のタイ人居住者
- ・支出見込額 155,000 円

エ HIV 検診コーディネート

・内 容

「港町診療所」で行われている HIV 検診の活動コーディネートを行っている。港町診療所からの「受託事業」で、外国人への通訳の手配や当日の案内、医療器具の不足品のチェックや手配などが主な活動となっている。外国人向けの宣伝を広げていきたいと考えている

- ・日 時 隔月の第3土曜日
- ・場 所 港町診療所
- ・従事者人員 3 人
- ・受益対象者 外国人・日本人含めての検診受信者
- ・支出見込額 85,000 円

③ 外国籍住民等の人権擁護のための提言事業

ア 移住連等と連携した提言事業

・内 容

「移住者と連帯する全国ネットワーク（移住連）」の実施する移民政策に関する提言事業や、医療、福祉支援と女性支援のネットワークへの参加と中央省庁へのアドボカシー活動。横浜市で活動する外国籍住民等の人権擁護団体のヘイトスピーチに関する提言活動等に協力し提言に参加する。

- ・日 時 通年
- ・場 所 カラバオの会事務所、連携団体事務所等
- ・従事者人員 3 人

- ・受益対象者 カラバオの会への外国籍や外国につながる相談者
- ・支出見込額 355,000 円

④ 外国籍住民等に対する日本語教室及び学習支援事業

ア 日本語教室及び学習支援事業

・内 容

任意団体の時の前年度と目的は同じとするが、感染症対策も十分に行う。また教師不足に対して、日本語学科を持つ大学の学生を次々に次年度の学生に引き継ぐ形での継続性を持たせたボランティアとして募集する事を検討していきたい。カリキュラムの整備等も行い、教師間での共有化を図り、授業内容の充実も図る。これにより、生徒数の拡大も期待する。さらには、教師への交通費の支給も検討したい。また、学習支援については、昨年度同様外国籍の就学児童に対して行うが、学習を希望する者に対しても、国籍の枠を越えて行うことを検討したい。

・日 時 土曜日 14 時～16 時 (寿)、13 時～14 時半、15 時～16 時半(伊勢佐木町)

木曜日 16 時～17 時 30 分

・場 所 土曜日 寿交流センター、伊勢佐木町三つ星ビル
カラバオの会事務所 (学習支援)

木曜日 伊勢佐木町タイムディテーションセンター

・従事者人員 8 人～10 人

・受益対象者 主に横浜市内在住の外国籍住民等 生徒数 15 人～20 人

・支出見込額 230,000 円

⑤ 外国籍住民等との共生・共創に向けた啓発・交流・広報事業

ア 啓発・交流・広報事業

・内 容

(広報)

- ・広報担当スタッフの退会に伴い広報部を事務局内に移行し事務局の活動として強化していく
- ・ホームページや SNS 等の活動は、今年度も更なる充実をめざす

(啓発・交流)

- ・政府が進めている「出入管理法」の勉強会や「国籍条項」に関するセミナーを開催する
- ・大学生や研究者との交流を深めることで、「外国人問題」の課題を広めていく
- ・フェリス女学院大学をはじめ学生ボランティアを積極的に受け入れ、学生たちがカラバオの活動を通して外国籍住民が抱えている様々な問題を学ぶことで、社会的視野を広げられるように、その機会を提供する。

・日 時 通年

・場 所 カラバオの会事務所や近隣の公共施設

・従事者人員 3 人

・受益対象者 会員や学生、不特定の外国人住民

・支出見込額 208,000 円

(2) その他の事業

①物品販売事業

ア 物品販売事業

・内 容 手作りグッズの制作と販売

通常のグッズ制作とフェスティバルやショップ・寿協働スペースでの販売。また、任意団体の時の令和 5 年度から、会費やカンパをしてくださった方に礼状と共に

グッズも同封し始めた。そのため、小さなグッズの制作も手掛ける。

- ・日 時 制作：毎週月曜日 販売：随時
- ・場 所 制作：カラバオ事務所 販売：受益対象者欄参照
- ・従事者人員 6人
- ・受益対象者 展示販売場所：寿行動スペース（随時） 横須賀市湘南鷹取団地「みんなの家」
（随時） 全国友の会横浜（随時）等利用者、令和5年度に参加した「本牧・ポレポレ祭り」など各フェスティバル参加者
- ・支出見込額 90,000円

令和7年度事業計画書

法人の名称：特定非営利活動法人カラバオの会

1 事業活動方針

令和6年度に引き続き、中区伊勢佐木町の日本語教室と伊勢佐木町周辺で食料品を配布するフードバンク（＝セカンドハーベスト）活動を継続する。タイマッサージ店従業員に向けたアンケート調査から、伊勢佐木町周辺の「活動拠点」の必要性が明確になった。今年度は、アンケート調査を参考にしながら、在日年数の長いタイ人が必要とする日本語教室や生活を安定させる社会保障の知識等を周知させる活動をさらに進めていく。

また、カラバオの会の通常の活動も、それぞれの事業計画に基づいて進めていくが、「労働相談・生活相談事業」は、伊勢佐木町周辺の外国籍住民等からの相談を受け、その解決能力の向上を目指す。さらに、「日本語講座」「子供の学習支援」など、各事業でのスタッフの充実を図るため、引き続き学生ボランティアの受入や研修の在り方を考えていく。

2 事業内容

（1）特定非営利活動に係る事業

① 外国籍住民等のための労働相談・生活相談事業

ア 労働相談・生活相談事業

・内 容

電話、SNSなどで受け付けた労働相談や在留資格、生活資金など生活全般に係る問題の解決に向けた、助言や情報、関連機関の紹介、同行支援を行う。また、内部学習会を行い相談ケースの紹介と解決方法の共有化を図る。さらに、昨年行った「映画上映会」も引き続き行っていきたい。

・日 時 通年

・場 所 カラバオの会事務所

・従事者人員 2人

・受益対象者 主に横浜市、神奈川県在住の外国籍住民等

・支出見込額 150,000円

② 外国籍住民等のための生活支援事業

ア セカンドハーベスト

・内 容

フードバンク、企業等から提供された食糧を寿町、伊勢佐木町周辺の困窮している外国籍住民等へ届け、生活を支援する。任意団体から数えて今年度は5年目であり、伊勢佐木町周辺地域のタイマッサージ店の従業員に向けてアンケート調査の結果をふまえ必要な情報を発信する。引き続き、配布や調査に関わるボランティアを拡充させる。

・日 時 毎月第一水曜日食糧受取、同金曜日に袋詰め作業、同土曜日に配布

・場 所 受取・袋詰めはカラバオの会事務所、配布は寿町、伊勢佐木町周辺

・従事者人員 12人

・受益対象者 寿町、伊勢佐木町周辺の外国籍住民等 配布数 60袋（家族）

・支出見込額 175,000円

イ 外国籍住民等への医療アクセスサポートチーム活動

・内 容

前年度までの新型コロナワクチン接種の支援経験をもとに、外国籍住民等、自治体の医療サービスを受けるのが容易でない人々に対して、在留資格の有無にかかわらず医療手続きの補助や情報提供などの支援を行う。

- ・日 時 通年
- ・場 所 カラバオの会事務所
- ・従事者人員 5人
- ・受益対象者 自治体の医療サービスを受けるのが容易でない外国籍住民等
- ・支出見込額 100,000 円

ウ タイコミュニティ

・内 容

伊勢佐木町周辺地域のタイコミュニティを対象に、LINE による生活・労働相談、セカンドハーベストと合わせた支援対象者の拡大、医療アクセスサポートチームとの連携活動を今年度も継続、拡大していく。エスニックビジネスで働く人への日本語教室や外国につながる子どもの学習支援を通して、伊勢佐木町周辺地域での小相談会の開催や地域での相談の拠点の充実を図る。タイ人ボランティアと共にセカンドハーベスト活動を行い地域のニーズを調査する。グループラインでのタイ語での情報提供を充実させる。セカンドハーベストをベトナム語や中国語使用者へも提供できるか検討する。

- ・日 時 通年
- ・場 所 カラバオの会事務所、伊勢佐木町周辺地域
- ・従事者人員 5人
- ・受益対象者 伊勢佐木町周辺地域のタイ人居住者
- ・支出見込額 155,000 円

エ) HIV 検診コーディネート

・内 容

「港町診療所」で行われている HIV 検診の活動のコーディネートをを行っている。港町診療所からの「受託事業」で、外国人への通訳の手配や当日の案内、医療器具の不足品のチェックや手配などが主な活動となっている。外国人向けの宣伝を少しでも広げていきたいと考えている

- ・日 時 隔月の第3土曜日
- ・場 所 港町診療所
- ・受持者人員 3人
- ・受益対象者 外国人・日本人含めての検診受信者
- ・支出見込額 85,000 円

③ 外国籍住民等の人権擁護のための提言事業

ア 移住連等と連携した提言事業

・内 容

「移住者と連帯する全国ネットワーク（移住連）」の実施する移民政策に関する提言事業や、医療、福祉支援と女性支援のネットワークへの参加と中央省庁へのアドボカシー活動を行う。横浜市で活動する外国籍住民等の人権擁護団体の諸活動等に協力し提言に参加する。

- ・日 時 通年
- ・場 所 カラバオの会事務所、連携団体事務所等
- ・従事者人員 3人
- ・受益対象者 カラバオの会の外国籍や外国につながる相談者

・支出見込額 355,000 円

④ 外国籍住民等に対する日本語教室及び学習支援事業

ア 日本語教室及び学習支援事業

・内 容

前年度と目的は同じとするが、教師不足に対して、日本語学科を持つ大学の学生を次々に次年度の学生に引き継ぐ形での継続性を持たせたボランティアとして募集する事を検討していきたい。カリキュラムの整備等も行い、教師間での共有化を図り、授業内容の充実も図る。これにより、受講者数の拡大も期待する。また、学習支援については昨年度同様外国籍の就学児童に対して行うが、学習を希望する者であるならば、できる限り国籍の枠を越えて行うことを検討したい。

・日 時 土曜日 14 時～16 時（寿）、13 時～14 時半、15 時～16 時半(伊勢佐木町)

木曜日 16 時～17 時 30 分

・場 所 土曜日 寿交流センター、伊勢佐木町
カラバオの会事務所（学習支援）

木曜日 伊勢佐木町タイムディテーションセンター

・従事者人員 8～10 人

・受益対象者 主に横浜市内在住の外国籍住民等 受講者数 15～20 人

・支出見込額 230,000 円

⑤ 外国籍住民等との共生・共創に向けた啓発・交流・広報事業

ア 啓発・交流・広報事業

・内 容

(広報)

・広報部を事務局内に移行し事務局の活動として強化していく

・ニュースレターの PDF 化、ホームページや SNS 等の活動は、更なる充実をめざす。

(啓発・交流)

・「出入国管理法」の勉強会や「国籍条項」に関するセミナーを開催する。

・大学生や研究者との交流を深めることで、「外国人問題」の課題を広めていく。

・フェリス女学院大学をはじめ学生ボランティアを積極的に受け入れ、学生たちがカラバオの活動を通して外国籍住民が抱えている様々な問題を学ぶことで、社会的視野を広げられるように、その機会を提供する。

・日 時 通年

・場 所 カラバオの会事務所や近隣の公共施設

・従事者人員 3 人

・受益対象者 会員や学生、不特定の外国籍住民等

・支出見込額 208,000 円

(2) その他の事業

①物品販売事業

ア 物品販売事業

・内 容 手作りグッズの制作と販売

通常のグッズ制作とフェスティバルやショップ・寿協働スペースでの販売。また、任意団体の時の令和 4 年度から、会費やカンパをしてくださった方に礼状と共に

グッズも同封し始めた。そのため、小さなグッズの制作も手掛ける。

- ・日 時 制作：毎週月曜日 販売：随時
- ・場 所 制作：カラバオの会事務所 販売：受益対象者欄参照
- ・従事者人員 7人
- ・受益者対象 展示販売場所：寿協働スペース（随時）、横須賀市湘南鷹取団地「みんなの家」（随時）、全国友の会横浜（随時）等利用者、令和4年度に参加した「本牧・ポレポレ祭り」など各フェスティバル参加者
- ・支出見込額 90,000円

活動予算書

法人成立の日 から 2025 年 3 月 31 日 まで

(単位:円)

科 目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合 計
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	240,000	0	240,000
賛助会員受取会費	500,000	0	500,000
2. 受取寄付金			
受取寄付金	0	0	0
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	315,000	0	315,000
4. 事業収益			
A事業収益	130,000	0	130,000
B受託事業収益	610,000	0	610,000
C事業収益	150,000	0	150,000
D事業収益		140,000	140,000
5 その他収益			
受取利息	0	0	0
雑収益	0	0	0
経常収益計	1,945,000	140,000	2,085,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	0	0	0
臨時雇賃金	0	0	0
法定福利費	8,000	0	8,000
人件費計	8,000	0	8,000
(2) その他経費			
業務委託費	0	0	0
印刷製本費	54,000	0	54,000
旅費交通費	9,000	0	9,000
通信運搬費	189,000	0	189,000
備品・消耗品費	90,000	0	90,000
水道光熱費	60,000	10,000	70,000
地代家賃	700,000	70,000	770,000
諸会費	200,000	0	200,000
事業費・雑費	148,000	10,000	158,000

その他経費計	1,450,000	90,000	1,540,000
事業費計	1,458,000	90,000	1,548,000
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0	0	0
給料手当	0	0	0
人件費計	0	0	0
(2) その他経費			
業務委託費	0	0	0
印刷製本費	6,000	0	6,000
会議費	0	0	0
旅費交通費	1,000	0	1,000
通信運搬費	21,000	0	21,000
備品・消耗品費	10,000	0	10,000
水道光熱費	20,000		20,000
地代家賃	207,784	0	207,784
保険料	0	0	0
諸会費	0	0	0
租税公課	0	0	0
支払手数料	0	0	0
雑費	50,000	0	50,000
その他経費計	315,784	0	315,784
管理費計	315,784	0	315,784
経常費用計	1,773,784	90,000	1,863,784
当期経常増減額	171,216	50,000	221,216
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益	0	0	0
2. 過年度損益修正益	0	0	0
経常外収益計	0	0	0
IV 経常外費用			
1. 固定資産除却損	0	0	0
2. 過年度損益修正損	0	0	0
経常外費用計	0	0	0
経理区分振替額	50,000	△ 50,000	0
当期正味財産増減額	221,216	0	221,216
設立時正味財産額	4,871,051		4,871,051
次期繰越正味財産額			5,092,267

法人名： 特定非営利活動法人カラバオの会

活動予算書

2025年4月1日から2026年3月31日まで

(単位:円)

科 目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合 計
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	264,000	0	264,000
賛助会員受取会費	500,000	0	500,000
2. 受取寄付金			
受取寄付金	0	0	0
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	350,000	0	350,000
4. 事業収益			
A事業収益	130,000	0	130,000
B受託事業収益	610,000	0	610,000
C事業収益	160,000	0	160,000
D事業収益		150,000	150,000
5 その他収益			
受取利息	0	0	0
雑収益	0	0	0
経常収益計	2,014,000	150,000	2,164,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	0	0	0
臨時雇賃金	0	0	0
法定福利費	8,000	0	8,000
人件費計	8,000	0	8,000
(2) その他経費			
業務委託費	0	0	0
印刷製本費	54,000	0	54,000
旅費交通費	9,000	0	9,000
通信運搬費	189,000	0	189,000
備品・消耗品費	90,000	0	90,000
水道光熱費	60,000	10,000	70,000
地代家賃	700,000	70,000	770,000
諸会費	200,000	0	200,000
事業費・雑費	148,000	10,000	158,000

その他経費計	1,450,000	90,000	1,540,000
事業費計	1,458,000	90,000	1,548,000
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0	0	0
給料手当	0	0	0
人件費計	0	0	0
(2) その他経費			
業務委託費	0	0	0
印刷製本費	6,000	0	6,000
会議費	0	0	0
旅費交通費	1,000	0	1,000
通信運搬費	21,000	0	21,000
備品・消耗品費	10,000	0	10,000
水道光熱費	20,000		20,000
地代家賃	207,784	0	207,784
保険料	0	0	0
諸会費	0	0	0
租税公課	0	0	0
支払手数料	0	0	0
雑費	50,000	0	50,000
その他経費計	315,784	0	315,784
管理費計	315,784	0	315,784
経常費用計	1,773,784	90,000	1,863,784
当期経常増減額	240,216	60,000	300,216
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益	0	0	0
2. 過年度損益修正益	0	0	0
経常外収益計	0	0	0
IV 経常外費用			
1. 固定資産除却損	0	0	0
2. 過年度損益修正損	0	0	0
経常外費用計	0	0	0
経理区分振替額	60,000	△ 60,000	0
当期正味財産増減額	300,216	0	300,216
前期繰越正味財産額	5,092,267		5,092,267
次期繰越正味財産額			5,392,483